

張家山漢簡『二年律令』研究—家族研究を中心に—

小寺 敦

はじめに

漢簡、ことに張家山漢簡『二年律令』に全く触れることがない秦漢史研究者は、今や数少ないのではないだろうか。『二年律令』研究は、いまや秦漢史研究の重要な一分野を形成したといっても過言ではない。そういう事情もあり、この分野に関連する文獻目録についていえば、早稲田大學簡帛研究會の譯注⁽¹⁾に附屬しているものや、2007年出版の圖版本⁽²⁾に收められているものなど、いくらでもある。また、史料解説や研究史整理の類も既に本領域の専門家によって行われている⁽³⁾。單純に考えて、本分野の研究史整理を筆者のような、本格的に漢簡研究に取り組んだことのない者が行う意義はあまりない気がしないでもない。實際、以下の資料解説や別稿として本雑誌に収録されている文獻リストの概略は、こうした先行する業績のお世話になっている。

それにもかかわらず、漢簡研究史報告を擔當することとなった私が敢えてこの『二年律令』を選んだのは、この史料研究が現在の漢代家族研究において、それなりに注目すべきものを含んでいることと、また今日の出土文獻研究における一般的問題をかなり明瞭に示しているからである。

本報告では、張家山漢墓發掘と『二年律令』の説明からはじめ、つづいて研究全體の概略と筆者個人の感想を述べることとする。文獻リストを含め遺漏のないように注意したが、所詮は素人の手習い、至らぬ所は諸賢の叱正をお願いしたい。

1. 發掘の概略

發掘の概略については、既にいろいろなところで述べられているけれども、この先の議論を分かりやすくするため、ひとまず簡単に述べておくことにしよう。

張家山漢墓は、湖北省江陵縣（現在の荆州市荆州区）城外西南5kmにおいて發見され、1983年12月より1984年1月まで、荆州博物館が發掘を行った⁽⁴⁾。墓葬年代は西漢前期で、出土した曆譜が高祖5（前202）年4月から呂后2（前186）年後9月に互っていることから、墓主の死亡は、前186年もしくはその後間もなくとされた。副葬品から、墓主は生前低級の官吏であり、法律に通曉し、計算が得意で、醫術・導引を好んだとされた。M247・M249・M258の3個所からは竹簡が出土した。その分量はM247からが圧倒的に多く、斷簡を除くと全部で1236枚、その中、漢律が500枚余り。M247の竹簡は、2個所に分かれており、その1個所は槨室西部の板に接して底にあり、泥と漆器の圧力で出土時は泥中に散亂していた。もう1個所は頭箱内で南壁板寄りの底にあ

り、上から土器・漆器・泥に圧迫されており、竹簡は腐敗した無蓋の竹筒に入っていた。表層の竹簡はばらばらに損なわれていたが、下の方は完全に保存されていた。もともと竹簡は巻毎に竹筒に入れられ、後で水が侵入して浮遊し散亂したと推測された。M247の竹簡はA～I群に分類されたが、その中に『二年律令』という書題がついているものがあり、また『律令二十〇種』・『津關令』などの篇題がついているものもあった。それらは、7種類の篇が別々に編綴されていたとみられる。『二年律令』は主にC・F群からなり、I群その他の竹簡も含まれていた。

なお、1985年秋～88年初めにかけて、M327、M336から簡牘が出土している⁽⁵⁾。M327は『日書』、M336は、『功令』・馬王堆帛書『却穀去病』と同様の篇・『盜賊』・宴享と飲食器皿等に関する篇・『七年質日』・漢律十五種・遺冊である。こちらはほとんど未発表である。

張家山漢簡の書名は次のとおりである。

發掘報告書⁽⁶⁾……漢律(M247)・『奏讞書』(M247)・『蓋廬』(M247)・『脈書』(M247)・『引書』(M247)・『算數書』(M247)・『日書』(M249)・曆譜(M247・M258)・遺冊(M247) 現在の圖版・釋文(M247)⁽⁷⁾……『曆譜』(18枚)・『二年律令』(526枚)・『奏讞書』(228枚、議罪案例)・『脈書』(66枚、醫學書)・『算數書』(190枚)・『蓋廬』(55枚、吳王闔閭と伍子胥の問答集、兵陰陽家的)・『引書』(112枚、導引)・遺策(41枚)

2. 『二年律令』について

『二年律令』は、竹簡526枚、その簡長31cm、書題が第1號簡背面に記されている。漢墓での保存状態は非常に悪く、竹簡の整理作業は非常に困難なものだったという。篇題の位置・篇名については、睡虎地秦簡との異同がある。睡虎地秦簡にはなく、秦律で主要な分野である「盜」・「賊」に関する内容を含んでいる。漢初、蕭何のいわゆる九章律の後、『晉書』刑法志にいう「叔孫通益律所不及、傍章十八篇。」とどのような関係があるかにも注目された。

『二年律令』28篇は次のようになる⁽⁸⁾。睡虎地秦簡と同じ篇名には◎をつけておく。

賊律(大罪)・盜律(窃盜)・具律(治獄量刑)・告律(告發者)・捕律(罪人捕縛)・亡律(吏氏の逃亡)・收律(罪人の財産等没収)・雜律・錢律(貨幣流通)・置吏律◎(官吏の任免)・均輸律(後の有名なそれとは異なる)・傳食律◎(傳馬・傳車關係者に對する饗応規定)・田律◎・關市律・行書律◎(文書傳達)・復律・賜律(賞與)・戸律・效律◎(官府の物資財産)・傳律(傳籍制度)・置後律(身分財産の繼承規定)・爵律・興律(戍卒等の職務不履行・過失)・徭律◎(徭役)・金布律◎(財産物資)・秩律(秩禄)・史律(専門職官吏)・津關令(關所)・その他殘片等

出土時における竹簡の配置状況については、2001年出版の圖版本巻末に附録二「竹簡

出土位置示意图」が掲載されている。但しこの圖には富谷至がいうように、スケールが入っていない・簡断面(?)の方向の説明がない・立體的な配置が不明・出土對照表に誤りがある・出土番號のない簡があるといった問題がある⁽⁹⁾。

書題の「二年」については、漢高祖 2 (前 205) 年⁽¹⁰⁾、惠帝 2 (前 193) 年⁽¹¹⁾、呂后 2 (前 186) 年⁽¹²⁾を表すとする説がある。現在のところ、呂后 2 年説が有力である。

この年代は、文帝 13 (前 167) 年の刑制改革前、秦の法制がまだ繼承されていた時期にあたる。また、呂氏一族が専權を振るっていた時期でもある。もっとも、この法律文書の年代が呂后 2 年だからといって、その條文が呂后 2 年當時に法的効力をもっていたかは謎である⁽¹³⁾。

張家山漢簡の文字については、矢野千載がその書法を論じている⁽¹⁴⁾。そこでは、秦隸に近いものとして曆譜・蓋廬・引書(第 1～7 號簡)、八分隸に近いものとして引書(第 8 號簡以降)、秦隸と八分隸の中間的なものとして二年律令・奏讞書・脈書・算數書、草隸が含まれるものとして遣策が擧げられている。

3. 研究の流れ概観

當然のことだが、2001 年の圖版本出版後、釋讀から研究が始まっている。最初の發掘報告書から 16 年余にして、初めての圖版・釋文の出版である。2006 年出版の釋文修訂本を経て、2007 年出版の圖版本では赤外線撮影のため、圖版が鮮明になり、末尾に詳細な文獻リストもついた上に、釋文はかなりの高水準に達したように見える⁽¹⁵⁾。日本語譯もかなり進んだが⁽¹⁶⁾、ものによっては完成にまだ少し時間が必要である。最近では個別の問題でも研究が進展しつつある。山田勝芳・石岡浩による業績の助けをお借りしながら整理すると、次のように纏めることができる⁽¹⁷⁾。

①竹簡の年代

②釋文……竹簡の配列を含む

③史料性格……秦律からの繼承がかなり大きい。文帝刑制改革との關係。

④漢初の官制

⑤税役……家族・女子・地位身分が関わってくる。女子相續規定・「同産」・爵制など。

法律文書を史料として用いるのだから當然ではあるが、年齢・性別・身分など、法規に則して論じるものが多くなる。その中では、爵などの相續や人民を支配管理するための「戸」についてといった個別のテーマが扱われることになる。

日本の爵制研究は、今に始まったことではないけれども、西嶋爵制論(爵制が郷里社會を秩序化)⁽¹⁸⁾批判・超克の傾向が強いといえる。

4. 張家山漢簡『二年律令』研究に関する雜感

ここで、張家山漢簡『二年律令』研究に関して感じたことをいくつか述べてみること

にしよう。既に述べたように、筆者は『二年律令』のみならず、漢簡研究については門外漢なので、所詮は「外野」の感想に過ぎないかもしれない。ただ、そういう者なりの見方もあろうと思うので、敢えてここに卑見を記した次第である。

文献を概観してまず感じるのは、特定の研究者が業績を量産しており、ほとんど彼らだけで研究が進められているとあってよいことである。張家山漢簡研究は、他の簡牘研究と比較すれば裾野が広いと、その程度は比較的軽いかもしれない。それでも本分野の研究者にはかなりの偏りがみられる。牽引役となる人々は必要だし、それだけ優れた人々が精力的に研究を進めているともいえるが、閉じた世界で發想の幅が狭くなる危険と隣り合わせであるということでもある。

次は裾野の廣さと関係することだろうが、掘り下げの足りない論考が間々見受けられる。新資料から發見したことを少しでも早く發表したいという気持ちはとてもよく分かるが、早い者勝ちの研究成果は、裏を返せば誰でもできる作業だということである。學生時代に聞いた話で、事實の發見よりもそのことから何が語れるかがはるかに重要だということをふと思い出したものである。もっとも、これは最近の研究者をとりまく状況が悪い形で出ているのからであるという話も伺っているので、個々の研究者に責を歸すればよいというだけの問題ではないかもしれない。

それから全ての研究に當て嵌まるわけではないが、自分でほとんど釋讀せずに研究を進めているものがみられる。果たしてそれで問題ないものかと考えてしまう。このことについては、他人の作った釋文で論文を書くなど、學生時代にいろいろな方から教わったことを思い出すことになった。

研究そのものについていえば、富谷至も述べていることだが⁽¹⁹⁾、竹簡の編聯・各律令の内容は本當にこれでよいのだろうか。このことに関する業績はいくつかあるが、竹簡の編聯によって出土文献の解釋が大きく変わることは、上海博楚簡など、他の簡牘資料ではしばしば起こることである。

家族史關係についていえば、律令の規定から漢初の家族内女性權力が強く、その後弱體化する流れを見ようとする傾向が、少なからざる研究に認められる⁽²⁰⁾。ただ、この見方には何か素直に肯定できないものがある。それというのは、まず特定の時代・地域・條文から判斷される危険性である。そうした資料にみられる内容を安易に一般化してよいのだろうか、という單純素朴な疑問が湧き起こってくる。

女性權力（「女性」を別の言葉に置き換えてもよいが）は「強」か「弱」かという單純化された議論は、得てして底の浅い歴史觀に繋がりがやすい。周知のように家庭の「母」・「妻」が「強い」という現象は、中國では通時代的にみられることである。筆者としては、何故そのように直接解釋されるような條文が『二年律令』にみられるのか、そちらの方が氣になるところである。

そして出土文献の法律文書類が、中國法制史を中心として中國史研究に大きく寄与していることは今更いうまでもないことである。しかしながら、

- ①法律文書から復元できる世界には一定の限界がある。
- ②出土資料から復元できる世界にも同様に一定の限界がある。

ことを、いま一度あらためて認識しておく必要がある。

それはつまり昔からいわれていることだが、法律文書でどれくらい中國史を語れるか、ということである。そして、出土資料の時間・空間的特殊性が考慮されねばならないということであり、『二年律令』の場合は、多數説によれば呂后期、湖北省の出土ということになる。

例えば高名な中國法制史家の仁井田陞は、「中國では……（法が：筆者補足）古くから制定されていたにもかかわらず、いつも現實ばなれが甚だしかった。しかも中國ほど法の輕蔑が久しく行われたところはない。」と述べている⁽²¹⁾。無論、中國法制史研究が無意味というわけではなく、法制史方面からのアプローチでは、然るべき手続きが必要というだけのことである。

かなり早い段階から漢簡研究を行っている池田雄一は、漢律からのアプローチが「木を見て森を見ず」に陥る危険性を警告している⁽²²⁾。漢簡研究をかなり以前から行っている研究者の言葉として、非常に重い意味がある。

比較的若手の研究者では、宮宅潔・石岡浩が『二年律令』のみに頼る研究の危険性を指摘している⁽²³⁾。石岡浩は、睡虎地秦簡と二年律令をあわせて秦律を論じる危険性についても触れている⁽²⁴⁾。その資料から行われる家族研究については、まさに「言わずもがな」である。この種の議論を顧慮する研究者が必ずしも多くないように見えるのが、氣にかかるところである。

以上のような議論に立脚するからといって、無論、『二年律令』研究に意味がないことになるわけではないし、極端な實證主義を主張したいわけでもない。資料的性格に配慮した研究の進め方をする必要があるというだけである。だが、こうした指摘が出てくることは、この種の配慮の足りない研究が多いということを示しているのだろう。

それから『二年律令』の年代を多數説の呂后2年とすれば、富谷至がいうように⁽²⁵⁾、呂后期という時代背景が考慮されて當然であり、安易に一般化して秦律・漢律解釋に繋げてよいのか疑問である。

法律文書が何故副葬されたかということも重要な問題である。富谷至は現實に施行されなかった架空の法である可能性に触れるとともに、法律文書その他の副葬を辟邪のためとする大胆な假説を立てている⁽²⁶⁾。靱山明は、出土文獻を葬送の文脈中で解釋する必要性を述べている⁽²⁷⁾。富谷説が正しいかどうかは別にして、文獻副葬の問題は『二年律令』にとどまらず、出土文獻の扱い全般に関連する大きなテーマである。だが不思議なことにそのことを氣にする研究者は少ないようである。

ここで張家山漢簡研究に限らない、出土資料研究状況一般に繋がる問題について指摘しておきたい。まず、釋文や資料論といった基礎的な出土資料研究を「第1段階研究」、その研究成果をベースにして行われる歴史・思想・文学・言語等の研究を「第2段階研究」と呼ぶことにしてみよう。「第1段階研究」は明らかに中國大陸を足場とする研究者が圧倒的に強い。このことは當然、資料との時間・空間的距離によるところが大きい。

「第2段階研究」は、分野によっては中國大陸以外でもかなり盛んになされている。張家山漢簡ではまだはっきりした傾向は見られないが、他の出土文獻にしばしばみられるところからいうと、「第1段階研究」は圖版出版直後、短期間に膨大な量の研究成果が現

れるが、その持続時間は短く、「第2段階研究」は「第1段階研究」より遅れて盛んになり、より長期に亘って研究が続く。

従来いわれ続けていることだが、中國國外の研究者はもとより、中國國內でも資料を容易に利用できない多くの研究者は特別に便宜を圖ってもらえない限り、どうしても「第2段階研究」で努力するしかない部分がある（圖版が公表されれば、先行研究を利用して釋文を作ることはできるが）。だがこれまで述べてきたことから考えれば、この事情を特に否定的に捉える必要はないわけである。

このことと関連して、これまでの本科研費による定例研究会等でも話題に出ていたように思うが、新たな出土文獻が公表されるたびに、研究者がそれをいわば「つまみ食い」し、中途半端な學問蓄積のまま、その資料が放ったらかしにされる現象がしばしばみられる。張家山漢簡研究は現在でこそ盛んであるが、出所の不明瞭な、史料信賴性をストレートに肯定できないものを含めて、次々に出土文獻が出てくる現状では、5年、10年先にどうなっているかは何とも言えない。

むすび

本稿では多少率直に問題点を述べすぎたかもしれない。だが我が身を省みれば、これらのほとんど全ては自分自身、および自らが対象とする分野の研究にも、多かれ少なかれいえることである。まさに「天に唾を吐く」所行であり、そう感じて忸怩たる思いがするし、筆者にこうしたことを言う資格がどれだけあるか分からない。だが「研究史整理」を行う限りは、当たり障りのないことだけを並べてやり過ぎすわけにもいかず、そこで淺學菲才の身をもって、いうべきだと考えたことを敢えて述べたまでである。

ただ、問題がいろいろあるからといって、張家山漢簡『二年律令』研究全體のレベルが低いわけでは決してない。高く裾野の廣い山であるからこそ、粗が多くなるということもあるのである。良きにつけ悪しきにつけ、この研究分野は今日の出土文獻研究の縮圖であることは間違いない。

最後に、本稿は「出土資料と漢字文化研究會」第8回定例研究會における同一標題の報告をもとにしているが、その場に列席していた諸氏のご意見を大いに参考にさせていただいた。ここに改めて感謝申し上げる。

〔附記〕本報告は、平成20年度科學研究費補助金（基盤研究（B））「新出土資料を通してみた古代東アジア世界の諸相—漢字文化圈の中の地域性—」（研究代表者：谷中信一）による研究成果である。

注

(1) 早稲田大學簡帛研究會「張家山第二四七號漢墓竹簡譯注」(一)～(五)（『早稲田大學長江流域文化研究所年報』1～5、東京、2002年7月～2007年3月）。

- (2) 彭浩・陳偉・[日] 工藤元男主編『二年律令與奏讞書—張家山二四七號漢墓出土法律文獻釋讀—』(上海古籍出版社、上海、2007年8月)。
- (3) 沈頌金「張家山漢墓竹簡研究述評」(同『二十世紀簡帛學研究』、學苑出版社、北京、2003年8月)、徐世虹「近年來『二年律令』與秦漢法律體系研究述評」(中國政法大學法律古籍整理研究所『中國古代法律文獻研究』3、中國政法大學出版社、北京、2007年1月)、勅山明「秦漢刑罰史研究の現状」(『中國史學』5、東京、1995年10月)、勅山明「秦漢刑罰史の研究現状—以刑期的爭論爲中心—」(中國政法大學法律古籍整理研究所『中國古代法律文獻研究』3、中國政法大學出版社、北京、2007年1月)、石岡浩「秦漢簡牘研究の手引」(『法史學研究會會報』5、東京、2000年7月)、水間大輔「張家山漢簡「二年律令」による秦漢刑罰制度研究の動向」(『中國史學』14、東京、2004年9月)、宮宅潔「『二年律令』研究の射程—新出土法制史料と前漢文帝期研究の現状—」(『史林』89-1、京都、2006年1月)、石岡浩「出土法律文書と秦漢法制史研究」(『歴史評論』699、東京、2008年7月)など。『二年律令』に關する先行研究については、本雜誌に掲載されている文獻リストも参照していただきたい。なお、この文獻リストは家族史に關わるものを中心として掲げたため、『二年律令』研究に關係する重要な業績でも、敢えて収録しなかったものがある。その點、どうかご了解されたい。
- (4) 荊州地區博物館「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」(『文物』1985-1、北京、1985年1月)、彭浩「湖北江陵出土前漢簡牘概説」(大庭脩編『漢簡研究の現状と展望—漢簡研究國際シンポジウム'92報告書—』、關西大學出版部、吹田、1993年12月)、李學勤「江陵張家山二四七號漢律竹簡について」(『同』、後に「論張家山二四七號墓漢律竹簡」、同『簡帛佚籍與學術史』、時報文化出版企業有限公司、臺北、1994年12月、江西教育出版社、南昌、2001年9月所收)、李學勤「江陵張家山漢簡概述」(同『簡帛佚籍與學術史』、時報文化出版企業有限公司、臺北、1994年12月、江西教育出版社、南昌、2001年9月所收)、張家山二四七號漢墓竹簡整理小組編著『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕』(文物出版社、北京、2001年11月)。
- (5) 荊州地區博物館「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」(『文物』1992-9、北京、1992年9月)。そこでは漢墓がM127・M136と誤って記されている。李學勤「江陵張家山二四七號漢律竹簡について」(前掲注(4)論文)は誤りを脩正し、宮宅潔「張家山漢簡『二年律令』解題」(『東方學報』京都76、京都、2004年3月)は、このことを指摘している。
- (6) 荊州地區博物館「江陵張家山三座漢墓出土大批竹簡」(前掲注(4))、張家山二四七號漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」(『文物』1985-1、北京、1985年1月)。
- (7) 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組編著『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕』(前掲注(4)書)。
- (8) 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組編著『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕』(前掲注(4)書)、張家山二四七號漢墓竹簡整理小組編著『張家山漢簡〔二四七號墓〕(釋文修訂本)』(文物出版社、北京、2006年5月)、彭浩・陳偉・[日] 工藤元男主編『二年律令與奏讞書—張家山二四七號漢墓出土法律文獻釋讀—』(前掲注(2)書)、李學勤「江陵張家山二四七號漢律竹簡について」(前掲注(4)論文)。
- (9) 富谷至「緒言—江陵張家山二四七號墓出土漢律によせて—」(『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究—譯注篇—』、京都大學人文科學研究所研究報告、朋友書店、京都、

- 2006年10月)。
- (10) 『二年律令』について、張建國「試析漢初「約法三章」的法律効力—兼談「二年律令」與蕭何的關係—」(『法學研究』1996-1、北京、1996年1月、『帝政時代の中國法』、法律出版社、北京、1999年8月所收)、王樹金「『二年律令』法律内容制定年代考—兼談「二年」的時間問題—」(『簡帛研究網』、<http://jianbo.sdu.edu.cn>、2005年4月24日)は、漢高祖2年の律令とその後の追加からなるとする。高敏「張家山漢墓竹簡『二年律令』中諸律的制作年代試探—讀『張家山漢墓竹簡』札記四—」(『史學月刊』2003-9、鄭州、2003年9月、『秦漢魏晉南北朝史論考』、中國社會科學出版社、北京、2004年7月)は、大半が高祖5年(前202年)以降の成立とする。曹旅寧「張家山247號墓漢律製作時代新考」(中國文物研究所編『出土文獻研究』6、上海古籍出版社、上海、2004年12月、曹旅寧『張家山漢律研究』、中華書局、北京、2005年8月所收)は、高祖2年の律令と惠帝元年(前194年)までの追加とする。
- (11) 邢義田「張家山漢簡『二年律令』讀記」(『燕京學報』新15、北京大學出版社、北京、2003年11月)。
- (12) 陳耀鈞・閻頌「江陵張家山漢墓的年代及相關問題」(『考古』1985-12、北京、1985年12月)。
- (13) 宮宅潔「張家山漢簡『二年律令』解題」(前掲注(5)論文)、富谷至「江陵張家山二四七號墓出土竹簡—とくに「二年律令」に關して—」(『木簡研究』27、奈良、2005年11月)。
- (14) 矢野千載「張家山竹簡の書法に關する一考察」(『日本文學會誌』15、岩手郡滝沢村、2003年3月)。
- (15) 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組編著『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕』(前掲注(4)書)、張家山二四七號漢墓竹簡整理小組編著『張家山漢簡〔二四七號墓〕(釋文修訂本)』(前掲注(8)書)、彭浩・陳偉・[日]工藤元男主編『二年律令與奏讞書—張家山二四七號漢墓出土法律文獻釋讀—』(前掲注(2)書)。ただ、両者は寫眞圖版が異なっていたり、2001年の圖版本にはあるのに2007年のそれでは脱落している寫眞圖版があるから、2007年の圖版本さえ参照すればよいというものではない。
- (16) 早稲田大學簡帛研究會「張家山第二四七號漢墓竹簡譯注」(一)～(五)(『早稲田大學長江流域文化研究所年報』1～5、東京、2002年7月～2007年3月)は、賊律・史律・秩律・錢律・金布律を扱い、詳細な文獻目録もついている。專修大學『二年律令』研究會「張家山漢簡『二年律令』譯注」(一)～(一〇)(『專修史學』35～44、東京、2003年11月～2008年3月)は、金布律まで終わっている。2007年の圖版本の出版をうけ、既發表部分の脩正を行うという。三國時代出土文字資料研究班「江陵張家山漢墓出土「二年律令」譯注稿」(一)～(三)(『東方學報』京都76～78、京都、2004年3月、2005年3月、2006年3月)は、その後、富谷至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究—譯注篇—』(京都大學人文科學研究所研究報告、朋友書店、京都、2006年10月)として整理され出版されている。
- (17) 山田勝芳「張家山第二四七號漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究」(『日本秦漢史學會會報』3、東京、2002年10月)、石岡浩「出土法律文書と秦漢法制史研究」(『歴史評論』699、東京、2008年7月)。

- (18) 西嶋定生『中国古代帝國の形成と構造—二十等爵制の研究—』(東京大學出版會、東京、1961年3月)。なお、西嶋批判といってもその内容は様々であり、それらがどのくらい當を得たものであるを判断するには、批判それぞれを個別に検討する必要がある。
- (19) 富谷至「緒言—江陵張家山二四七號墓出土漢律によせて—」(前掲注(9)論文)。
- (20) そういう初期の研究として、韓獻博著、李天虹譯『漢代遺囑所見女性・親戚關係和財產』(『簡帛研究二〇〇一』、下冊、廣西師範大學出版社、桂林、2001年9月)がある。藤井律之「罪の「加減」と性差」(富谷至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究 論考篇』、朋友書店、京都、2006年10月)は、文帝の刑罰制度改定は、思わぬ形で女性の「特權」を反故にしてしまったと述べる。水間大輔「秦律・漢律における女子の犯罪に対する処罰」(記念論集刊行會編『福井重雅先生古稀・退職記念論集 古代東アジアの社會と文化』、汲古書院、東京、2007年3月)は、女子に對する刑罰緩和は、家族的秩序の保護・女子犯罪者の少なさによると捉えている。若干のニュアンスの違いはあるが、いずれも『二年律令』に女子の力の強さをみている點で共通する。その一方で、池田雄一「張家山『二年律令』に見える妻の地位」(『响沫集』11、龍ヶ崎(千葉縣)、2004年3月、池田雄一「呂后『二年律令』に見える妻の地位」(池田雄一『中國古代の律令と社會』、汲古書院、東京、2008年3月所収)のように、睡虎地秦簡から『二年律令』にかけて、妻への規制強化が進行したと、主流とは異なる見方をとるものもある。
- (21) 仁井田陞『中國法制史』(岩波書店、東京、1952年6月)51~52頁。
- (22) 池田雄一『中國古代の律令と社會』(汲古書院、東京、2008年3月)。
- (23) 宮宅潔「『二年律令』研究の射程—新出土法制史料と前漢文帝期研究の現状—」(『史林』89-1、京都、2006年1月)、石岡浩「出土法律文書と秦漢法制史研究」(『歴史評論』699、東京、2008年7月)。
- (24) 石岡浩「書評 松崎つね子『睡虎地秦簡』」(『法史學研究會會報』10、東京、2005年12月)。
- (25) 富谷至「緒言—江陵張家山二四七號墓出土漢律によせて—」(前掲注(9)論文)。
- (26) 富谷至「江陵張家山二四七號墓出土竹簡—とくに「二年律令」に關して—」(前掲注(13)論文)、富谷至「緒言—江陵張家山二四七號墓出土漢律によせて—」(前掲注(9)論文)。なお後者の論文では、研究班でこの説を提示した際、異論を唱える班員が少なくなかったことが述べられている。
- (27) 初山明「『中國簡牘研究の現状』シンポジウム私見」(『木簡研究』27、奈良、2005年11月)は、廣瀬薫雄「荊州地區出土戰國楚簡」(『同』)をとりあげながら、墓中から出土する簡牘類のもつ意味を、葬送というコンテクストの中で解釋することの必要性を述べる。